

(様式1)

「母島 シジミ出会いの森」における国民参加の森林づくり活動の公表

小笠原総合事務所は、下記のとおり「母島 シジミ出会いの森」における森林づくり活動の協定の締結をしたので公表します。

記

- 1 協定相手方の名称
団体名 オガサワラシジミの会
- 2 「母島 シジミ出会いの森」の概要
 - (1) 位置 東京都小笠原村母島 桑ノ木山国有林 25林班 は小班外
 - (2) 面積 95.43ha
 - (3) 主な活動内容 ア、オガサワラシジミの餌となる樹木の生長促進・繁殖を図るために外来植物による阻害影響を調査し、外来植物駆除を含めた繁殖環境の修復を行う。
イ、オガサワラシジミの保護・増殖に関する調査研究及びその保全・普及を行う。
- 3 協定項目
別添「協定書」(写)のとおり
- 4 . 公示期間中にあった意見等の処理結果

平成27年 4月 1日

小笠原総合事務所長 菅野 孝志

担当：小笠原総合事務所国有林課
電話 04998-2-2103
小笠原諸島森林生態系保全センター
04998-2-3403

小笠原諸島森林生態系保護地域における協働事業に伴う活動に関する協定書

小笠原総合事務所長 菅野 孝志（以下「甲」という。）と オガサワラシジミの会会長 葉山 佳代（以下「乙」という。）は、小笠原諸島森林生態系保護地域における協働事業に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、小笠原諸島森林生態系保護地域の設定目的の達成のために必要な事業を「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」（平成20年3月関東森林管理局）に基づき、円滑かつ確実に実施されることを目的とする。

第2（対象区域及び面積、名称）

本協定の対象区域は、小笠原村母島桑ノ木山国有林25林班は小班外41面積95.90ha（以下「当該対象地」という。）とする。
なお、モデルプロジェクトの森の名称は「母島∞シジミ出合いの森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により活動内容、活動実施に伴うモニタリング及び生態系に配慮すべき事項等を内容とする全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により活動内容、活動実施に伴うモニタリング及び生態系に配慮すべき事項等を内容とする年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
また、活動実施にあたっては、あらかじめ生態系に配慮すべき事項を定め、これを実施するものとする。
なお、乙が行う活動が保護すべき生態系へ悪影響を及ぼさないかなどを見極めるため、必要なモニタリングを実施するものとする。
- 乙は、活動の実施にあたり、「環境配慮要員」を選任し、次の事項について、会員等の指導等にあたらせることとする。
 - 当該対象地、当該対象地に至る経路及び当該対象地周辺一帯（以下「当該対象地等」という。）の固有動植物の保全
 - 当該対象地等への外来種の持ち込み防止対策や当該対象地等における外来種の拡散防止対策
 - その他、固有動植物の保全に必要な事項

第7（国の事業との連携）

甲は、対象区域及びその周辺において、固有生態系の修復等に関する事業を進めるに当たり、乙の行う活動と連携を図るものとする。

第8（入林の際の連絡・調整）

乙は、当該対象地に入林する場合には、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合も含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、環境配慮要員に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第9（安全確保等の措置）

- 乙は、協働事業に参加する者の安全を責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - 活動の実施においては、その都度実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。

(2) 万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ参加者に対して明示しておくとともに、参加者を傷害保険等に入させること。

第10 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第11 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第12 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めるときはこの限りではない。

第13 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第14 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第15 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第16 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第17 (事業対象地の適切な管理)

甲は、協働事業の趣旨を踏まえ、当該対象地の適切な維持・管理を行うものとする。

第18 (協定の変更又は破棄)

この協定は、次の場合、変更又は破棄することができるものとする。この場合、甲又は乙は事前に連絡調整するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 当該対象地の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

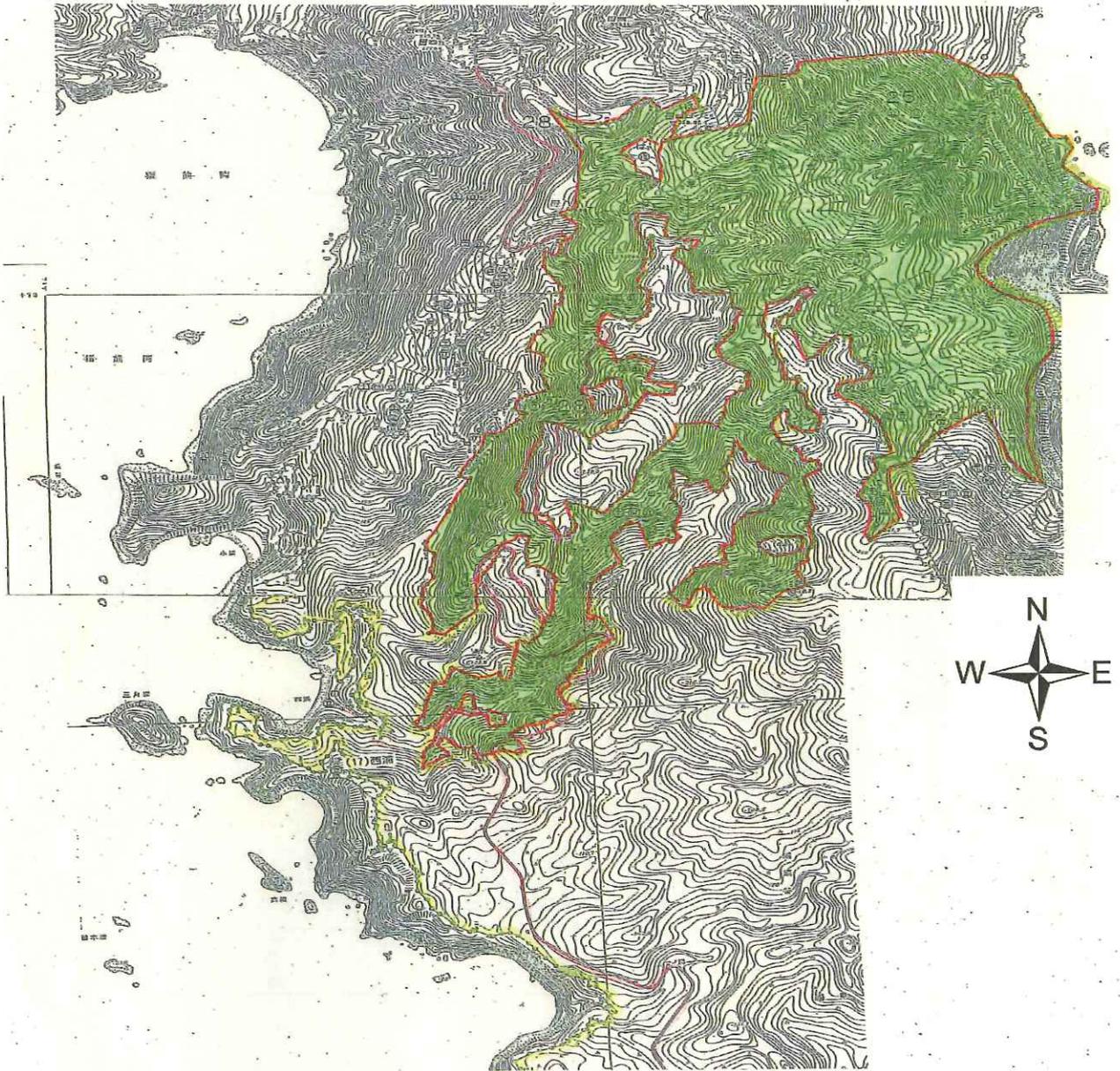
第19 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第20 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、

母島桑ノ木山国有林「母島∞シジミ出会いの森」 の協定箇所位置図



凡 例	
協 定 箇 所	

「母島∞シジミ出会いの森」協定箇所の法指定等

国有林	林班	小班	小班面積 (ha)	法指定等				母島∞シジミ出会いの森			
				国立公園	保安林	鳥獣保護	生態系	林地	岩石地	草地	計
桑ノ木山	25	は	33.17	国特保	保健	普通	コア	33.17			33.17
	28	い1	18.25	国特1	土流・保健	普通	コア	17.97			17.97
	28	い2	0.17	国特2	土流	普通	コア	0.17			0.17
	28	い3	0.11	国特2	土流	普通	コア	0.11			0.11
	28	い4	0.24	国特2	土流	普通	コア	0.24			0.24
	28	い5	11.25	国特2	土流	普通	コア	11.07			11.07
	28	い6	24.22	国特2	土流・保健	普通	コア	8.71			8.71
	28	い7	0.31	国特2	土流	普通	コア	0.31			0.31
	28	は1	3.26	国特1	土流・保健	普通	コア	3.19			3.19
	28	は2	0.95	国特1	土流・保健	普通	コア	0.94			0.94
	28	は3	0.11	国特1	土流・保健	普通	コア	0.11			0.11
	28	は5	0.10	国特2	土流・保健	普通	コア	0.09			0.09
	28	は6	0.78	国特2	土流・保健	普通	コア	0.78			0.78
	28	は7	0.79	国特2	土流・保健	普通	コア	0.77			0.77
	28	は8	0.71	国特2	土流・保健	普通	コア	0.71			0.71
	28	は9	1.51	国特2	土流・保健	普通	コア	1.49			1.49
	28	は10	0.05	国特2	土流・保健	普通	コア	0.05			0.05
	28	は11	0.97	国特2	土流・保健	普通	コア	0.97			0.97
	28	は12	0.52	国特2	土流・保健	普通	コア	0.52			0.52
	28	に	0.73	国特保	土流・保健	普通	コア	0.73			0.73
	28	ほ	1.72	国特保	土流・保健	普通	コア	1.72			1.72
	28	へ1	1.08	国特1	土流・保健	普通	コア	1.08			1.08
	28	へ2	0.39	国特1	土流・保健	普通	コア	0.39			0.39
	28	へ3	1.65	国特1	土流・保健	普通	コア	1.65			1.65
	28	へ4	0.74	国特1	土流・保健	普通	コア	0.74			0.74
	28	へ5	0.10	国特1	土流・保健	普通	コア	0.10			0.10
	28	へ6	0.53	国特1	土流・保健	普通	コア	0.53			0.53
	28	へ7	1.63	国特保	土流・保健	普通	コア	1.63			1.63
	28	へ8	0.01	国特保	土流・保健	普通	コア	0.01			0.01
	28	か	1.53	国特保	土流・保健	普通	コア	1.53			1.53
	28	よ1	0.87	国特保	土流・保健	普通	コア	0.87			0.87
	28	よ2	0.24	国特1	土流・保健	普通	コア	0.24			0.24
	28	よ3	0.92	国特保	土流・保健	普通	コア	0.90			0.90
	28	よ4	0.08	国特保	土流・保健	普通	コア	0.08			0.08
	28	よ5	0.12	国特保	土流・保健	普通	コア	0.12			0.12
	28	よ6	0.27	国特保	土流・保健	普通	コア	0.26			0.26
	28	よ7	0.20	国特保	土流・保健	普通	コア	0.20			0.20
	28	よ8	0.21	国特保	土流・保健	普通	コア	0.20			0.20
	28	よ9	0.14	国特保	土流・保健	普通	コア	0.14			0.14
	28	れ1	0.84	国特2	土流	普通	コア	0.82			0.82
	28	れ2	0.12	国特2	土流	普通	コア	0.12			0.12
		計		111.59					95.43		95.43

(注1) 活動希望申請面積には、林地・岩石地・草地は含むが、貸付地や道路は含まれない。

(注2) 法指定等は、平成26年12月1日現在である。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

小笠原総合事務所長 殿

協定者(代表者)

住所
氏名

印

「モデルプロジェクトの森」における全体活動計画書

1 「モデルプロジェクトの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
母島∞シジミ出合いの森	東京都小笠原村母島 桑ノ木山国有林25林班は小班外	95.43ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 H27	2年次 H28	3年次 H29			合 計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。
・資材・道具置き場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

小笠原総合事務所長 殿

協定者(代表者)

住所
氏名

印

平成 年度「モデルプロジェクトの森」における活動計画書

1 「モデルプロジェクトの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
母島∞シジミ出合いの森	東京都小笠原村母島 桑ノ木山国有林25林班は小班外	95.43ha

2 平成 年度活動計画

活動の時期	活 動 内 容				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目は次のとおり例示する。

植栽、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式3)

平成 年 月 日

小笠原総合事務所長 殿

協定者 (代表者)
住 所
氏 名

印

平成 年度「モデルプロジェクトの森」における活動実績報告書

1 「モデルプロジェクトの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
母島∞シジミ出合いの森	東京都小笠原村母島 桑ノ木山国有林25林班は小班外	95.43ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。
内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、
等により区分してしてください。
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

3 その他

お寄せいただいた意見の要旨	意見の処理結果
<ul style="list-style-type: none"> ・活動希望者について 	<p>協定を締結する実施主体については、団体としての規約を有し、活動を実施する体制が確立されていること等の要件から適切であるか判断しています。</p> <p>「オガサワラシジミの会」は、2006年7月に地元有志により立ち上げられた任意団体で、団体としての規約を有し、活動を実施する体制が確立されているとともに、生息状況のモニタリング、外来植物の駆除、密猟防止のパトロールなどの活動実績を有していることから、実施主体として適切と判断しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・活動対象区域について 	<p>協定範囲は、特定の利用に供している部分を除き、オガサワラシジミの生息状況等から必要な広さを設定していますが、実際の活動は協定範囲の中でも特に保護活動が必要な箇所について小面積・分散的に行われます。</p> <p>なお、活動に当たっては、一般公開する小笠原森林生態系保護地域保全管理委員会において、活動の予定や実績について報告するとともに、他の植生回復事業等で得た知見も参考に、地表のかく乱に配慮しながら実施していく考えです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績の公表について 	<p>小笠原における各「モデルプロジェクトの森」の活動予定及び活動実績については、毎年、小笠原において開催している「小笠原森林生態系保護地域保全管理委員会」において、報告を行っています。当該委員会は一般公開されており、本協定の活動についても、この場において報告してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・協定の名称について 	<p>本協定の活動により、「オガサワラシジミの生息に適した環境を広げ、オガサワラシジミと出会う機会を増やしていく」という趣旨であり、新たに人が通行するルートを設定することはありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・協定の目的について 	<p>本協定はその目的として、「協定締結者の協力・連携により、小笠原諸島森林生態系保護地域の設定目的の達成のために必要な事業を「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画(平成20年3月関東森林管理局)」</p>

に基づき、円滑かつ確実に実施」することと記載しています。

この中の「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」は、生物多様性の保全の観点から踏まえて策定されており、本協定もこの計画に基づき、固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために活動を実施してまいります。